

# 関係府省提出資料

| 通番 | ヒアリング事項                           | 府省名           | ページ   |
|----|-----------------------------------|---------------|-------|
| 39 | マイナンバー利用事務の拡大(1件)                 | 内閣官房          | 1~4   |
| 24 | 水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し(1件)   | 経済産業省         | —     |
|    |                                   | 国土交通省         | —     |
|    |                                   | 総務省消防庁        | —     |
| 53 | 旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し(3件) | 経済産業省資源エネルギー庁 | 5~7   |
|    |                                   | 経済産業省         | 8~10  |
|    |                                   | 厚生労働省         | 11~14 |
| 22 | 市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲(3件)   | 経済産業省中小企業庁    | 15~19 |
|    |                                   | 総務省           |       |
| 54 | 地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲(7件)   | 経済産業省中小企業庁    | 20~24 |
| 40 | 消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲(1件)       | 消費者庁          | 25~27 |

# マイナンバー制度の概要について

内閣官房社会保障改革担当室

## 社会保障・税番号制度の概要 ～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

### 基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに**、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

### 個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを交換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めるとは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

### 個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるところにより、**（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。

### 個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の**連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築**。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる**仕組み（マイ・ポータル）の提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

### 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

### 検討等

- 法施行後3年を目的として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、**所要の措置を講ずる**。
- 法施行後1年を目的として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。 **1**

# 個人番号の利用範囲

## 別表第一(第9条関係)

### ⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

### ⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

### ⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

### ⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

### ⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

### ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用<sup>2</sup>

年金分野

労働分野

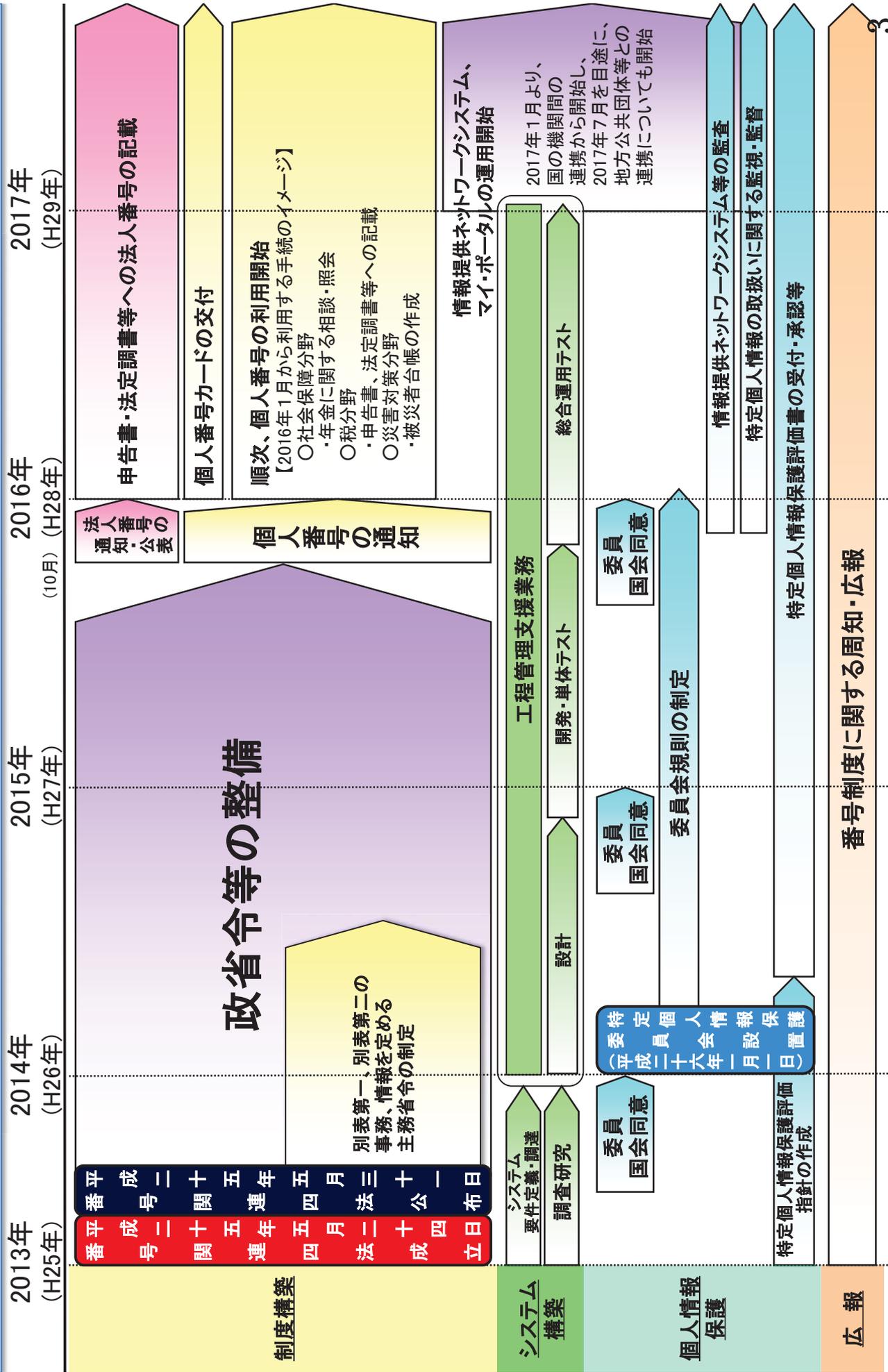
福祉・医療・その他分野

社会保障分野

税分野

災害対策  
分野

# 社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



## 採石法について

◎ 採石法は、「採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行う者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行い、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与すること」を目的として、採石業者の登録制度等を規定している(昭和25年制定)。

### 【採石法の概要】

#### 1. 採石権 (第4条等)

・他人の土地において岩石を採取することを内容とする権利(物権)を創設

#### 2. 採石業者の登録制度 (第32条等)

- ① 採石業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
- ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
  - i. 採石法違反により罰金以上の刑に処せられた者
  - ii. 過去二年以内に採石業登録の取消しを受けた者
  - iii. 採石業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等

#### 3. 採取計画の認可制度 (第33条等)

- ① 採石業者が岩石の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
- ② 認可の基準
  - 岩石の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない

#### 4. 採石業者に対する監督・命令 (第33条の9等)

・災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は採石業者に対し必要な措置を命じることができる 等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について  
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できない。

## 平成26年の提案募集方式における地方からの提案

### 【提案等の概要】

- 採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



### 【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
  - ・提案事項の重要性については十分理解している。
  - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

## 砂利採取法について

◎ 砂利採取法は、「砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資すること」を目的として、砂利採取業者の登録制度等を規定している(昭和43年制定)。

### 【砂利採取法の概要】

1. 砂利採取業者の登録制度 (第3条等)
  - ① 砂利採取業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
  - ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
    - i. 砂利採取法違反により罰金以上の刑に処せられた者
    - ii. 過去二年以内に砂利採取業登録の取消しを受けた者
    - iii. 砂利採取業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等
2. 砂利採取計画の認可制度 (第16条等)
  - ① 砂利採取業者が砂利の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
  - ② 認可の基準
    - 砂利の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない
3. 砂利採取業者に対する監督・命令 (第23条等)
  - 一 災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は砂利採取業者に対し必要な措置を命じることができる等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について  
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で追加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を追加することは法制度上できない。

## 平成26年の提案募集方式における地方からの提案

### 【提案等の概要】

○砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



### 【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
- ・提案事項の重要性については十分理解している。
  - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

# 旅館業法の規制について

○ 旅館業法は、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としており、ホテルや旅館について、衛生の確保や善良の風俗の保持の観点から、営業の許可等の規制を行っている。

## 旅館業法の概要

○ 不許可とすることができる場合

- ① 施設の構造設備が政令で定める基準(設備構造基準)に適合しないと認めるとき
  - 客室数、フロント(玄関帳場)
  - 換気、採光、照明、排水、入浴、洗面設備
  - その他条例で定める基準
- ② 施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき
- ③ 申請者が一定の欠格事由に該当するとき
  - 旅館業法又は同法に基づく処分の違反
  - 旅館業の許可の取消し
- ④ 施設の設置場所が、学校など一定の施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるとき



○ 許可後の監督

- ・ 改善命令、営業停止命令、許可の取消し

都道府県知事

許可

旅館業

## 旅館業法に暴力団排除条項を追加することについて

- 旅館業法に暴力団排除条項を設けることは、憲法22条1項の職業選択の自由への制約となる。  
これが認められるためには、規制を行うべき立法事実に基づき、規制の必要性・合理性及び同じ目的で達成されるより緩やかな規制手段がないことの説明が必要。

➤ 最高裁昭和50年4月30日判決(薬事法違憲判決)は、「合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し」、「自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、・・・職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によって右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する」と判示。

- 旅館業法の目的や暴力団排除条項を有する立法例が限られており、その限られた立法例も踏まえて判断すると、単に、暴力団が反社会的勢力であるという事実だけでは足りず、
  - ・ 旅館業に暴力団が幅広く進出し、その収益が暴力団の重要な資金源になっていること
  - ・ 暴力団が旅館業を営むことにより、そこで犯罪行為が頻繁に行われるなど、旅館業の健全な発達に支障が生じていることの具体的な立法事実が存在することが必要。

➤ 他の立法例としては、①債権管理回収業に関する特別措置法、②建設業法、③廃棄物の処理及び清掃に関する法律、④警備業法、⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、がある。

○ 暴力団を社会的活動から排除することの必要性は十分に認識しているが、それを旅館業法に暴力団排除条項を規定することにより行うためには、憲法との関係で、それを行うだけの具体的な立法事実が必要であり、当該立法事実がない限り、旅館業法上の対応は難しいと考えている。

※ 厚生労働省としては、現時点では、そこまでの立法事実はないものと認識

- 仮に、一定の立法事実があったとしても、旅館業法に暴力団排除条項を追加しない限り排除できないか(=同じ目的を達成できるより緩やかな規制手段がないか)についての検討が必要。

## 義務付け・枠付け第4次見直し(平成25年3月) における整理について

### 【要望概要】

- 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を旅館業から排除したいが、法律に暴排条項がなく、排除措置を実施することができない。
- 現行の旅館業法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができないため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。

### 【整理】

- 旅館業の許可に係る欠格要件を条例に委ねることについて、内閣法制局に相談したところ、欠格要件は構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは法制的に困難であるとの見解。
- 旅館業法は、地方公共団体が旅館業法とは別の観点から暴力団排除を目的とする条例措置を講ずることを妨げるものではない。

→ 旅館業法の許可に係る欠格要件を条例に委ねることが法制的に困難であることは、義務付け・枠付け第4次見直しにおいて決着済み

# 産業競争力強化法に基づく 創業支援の促進について

(「創業支援事業計画」)

平成26年9月

中小企業庁

総務省

## 「日本再興戦略」～Japan is BACK～（平成25年6月14日閣議決定）

### 6. 中小企業・小規模事業者の革新

#### ②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進

我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。

※我が国の開業率は4.6%、廃業率は3.6%（厚生労働省「雇用保険事業年報(2012)」）

## 「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 -（平成26年6月24日閣議決定）

### 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

#### (3)新たに講ずべき具体的施策

#### ②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づき中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。

くなぜ国が創業支援事業計画の認定を行うのか。>

○各地域での創業を強かに推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるため。

くなぜ市区町村が中心となって計画を作成するのか。>

○地域での創業支援の中心的役割を担う、商工会、商工会議所（ほぼ市町村単位で設置）、民間の創業支援事業者等の様々な支援者と役割分担をしながら、市区町村が中心となって継続的な支援体制づくりを行うことが必要。

# 創業支援事業計画のイメージ（参考）

## (2) 創業支援事業の実施方法 ◆ 創業支援事業とその担当機関

| 支援事業                        | 支援機関  |
|-----------------------------|---|
| 1 創業のきっかけづくり支援              |   |
| ワンストップ窓口の設置                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市商工労働部産業政策課（必要に応じて関係機関や専門家を紹介）</li> <li>銀行、信用金庫</li> </ul>                   |
| 創業セミナー、マッチング交流会の開催等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>県産業技術センター</li> <li>銀行、信用金庫</li> <li>大学産学官連携機構</li> </ul>                     |
| 事業環境認識と事業ミッションの構築支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>市商工労働部産業政策課</li> <li>大学経営学部</li> <li>株式会社コロンサルタント</li> </ul>                 |
| 2 価値創造支援                    |   |
| ビジネスモデル構築支援、販売先・ターゲット確定支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所</li> <li>銀行、信用金庫</li> <li>大学経営学部</li> <li>不動産株式会社</li> </ul>           |
| 商品開発支援                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社産業創造センター</li> <li>大学工学部、経営学部</li> <li>市中小企業経営者協会</li> </ul>              |
| 生産体制構築支援                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市農林水産部農業振興課</li> <li>商工会議所</li> <li>県産業技術センター</li> </ul>                     |
| 雇用計画支援                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所</li> <li>NPO法人</li> <li>市健康福祉部福祉課</li> <li>銀行、信用金庫</li> </ul>          |
| 事業戦略（4P）ポジショニング・ブランディング企画支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社コロンサルタント</li> <li>大学経営学部</li> <li>商工会議所</li> </ul>                       |
| 3 高業力強化支援（創業後のフォローも含む）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所</li> <li>株式会社経営コンサルタント</li> <li>NPO法人</li> <li>市中小企業経営者協会</li> </ul>   |
| 4 経理・財務力強化支援                | <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行、信用金庫</li> <li>会計事務所</li> <li>市総務部財政課、商工労働部産業政策課</li> <li>商工会議所</li> </ul> |

### 計画期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

# 創業支援事業計画認定自治体

## <168計画、177市区町(42都道府県)、下線は共同申請>

(平成26年8月31日時点)

北海道(4):札幌市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、室蘭市、帯広市  
 青森県(1):青森市  
 岩手県(2):大船渡市、一関市  
 宮城県(4):仙台市、登米市、大崎市、石巻市  
 秋田県(1):秋田市  
 山形県(3):山形市、鶴岡市、酒田市  
 福島県(8):南相馬市、いわき市、会津若松市、福島市、郡山市、須賀川市、  
 喜多方市、西会津町  
 茨城県(4):日立市、水戸市、つくば市、ひたちなか市  
 栃木県(4):足利市、宇都宮市、小山市、大田原市  
 群馬県(2):前橋市、桐生市  
 埼玉県(7):秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、所沢市、さいたま市、  
 川口市、草加市、越谷市、久喜市  
 千葉県(6):千葉市、松戸市、市川市、柏市、佐倉市、我孫子市  
 東京都(20):江戸川区、大田区、中野区、豊島区、板橋区、荒川区、八王子市、  
 町田市、調布市、台東区、墨田区、練馬区、足立区、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市  
 神奈川県(8):川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、横浜市、平塚市、茅ヶ崎  
 市、厚木市  
 新潟県(3):三条市、燕市、上越市  
 長野県(7):飯田市、茅野市、駒ヶ根市、上田市、岡谷市、諏訪市、伊那市、  
 静岡県(6):静岡市、三島市、富士市、藤枝市、浜松市、沼津市  
 岐阜県(4):岐阜市、大垣市、高山市、多治見市  
 三重県(5):四日市市、桑名市、松阪市、津市、鈴鹿市

愛知県(6):西尾市、岡崎市、豊橋市、名古屋市、一宮市、大府市、東  
 浦町  
 富山県(2):富山市、高岡市  
 石川県(2):金沢市、七尾市  
 福井県(3):福井市、鯖江市、越前市  
 滋賀県(3):長浜市、大津市、草津市、東近江市  
 京都府(2):京都市、京丹後市  
 大阪府(10):堺市、東大阪市、豊中市、守口市、門真市、大阪市、吹  
 田市、枚方市、茨木市、八尾市  
 兵庫県(7):神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、三木市、加古川市、宝  
 塚市  
 鳥取県(1):鳥取市  
 島根県(4):松江市、浜田市、江津市、津和野町  
 岡山県(3):岡山市、倉敷市、笠岡市  
 広島県(4):広島市、竹原市、尾道市、廿日市市  
 山口県(4):宇部市、防府市、周南市、下関市  
 徳島県(2):徳島市、藍住町  
 香川県(1):三豊市  
 愛媛県(2):今治市、西条市  
 福岡県(4):福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市  
 佐賀県(1):佐賀市  
 長崎県(3):佐世保市、長崎市、松浦市  
 大分県(1):大分市  
 宮崎県(2):宮崎市、延岡市  
 熊本県(1):熊本市  
 鹿児島県(1):鹿児島市

# 地域産業資源活用の促進について

平成26年9月  
経済産業省 中小企業庁



## 「地域経済環境の構造変化の進展を踏まえた中小企業支援策の在り方について」

(平成19年2月中小企業政策審議会経営支援部会報告書)

・・・少子高齢化と人口減少社会の到来、グローバル化と国際競争の激化など、・・・我が国経済が、こうした環境の構造変化に的確に対応し、今後発展を続けていくためにも、各地域において・・・「強く」、「魅力ある」経済が確立していくことが重要である。そのための重要な核となるのがそれぞれ地域の強みである「地域資源」の活用であり、特に地域経済を支える中小企業によって創意あふれる事業展開が活発に行われることが地域経済の活性化の鍵を握っている。

## 第一 総論

地域で暮らす人々の生活や中小企業や小規模事業者の方々は未だに厳しい状況に置かれており、人口減少という厳しい現実にも打ち勝つ必要がある。地域の経済構造に関する思い切った改革を進め、地域全体の持続性を高める上で核となる特色ある産業を育てるための総合的な対策を講じていく必要がある。言うまでもなく、成長戦略の目標は、グローバル社会の中で、我が国の中長期的な成長を確固たるものとするにとどまらず、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらし、いわばローカル・アベノミクスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにすることである。

## 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

- (3) 新たに講ずべき具体的施策
- ② ふるさと名物応援

中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、観光（自然、文化、産業遺産等）や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。

くなぜ国が地域産業資源活用事業計画の認定を行うのか。>

○地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するためには、地域経済への波及効果をもたらずモデル的事業を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。

○「地域経済への波及効果」の評価に当たっては、全国及び海外に及ぶ域外需要を取り込めるか、という全国的な視点が必要。

くなぜ都道府県が地域産業資源の指定を行うのか。>

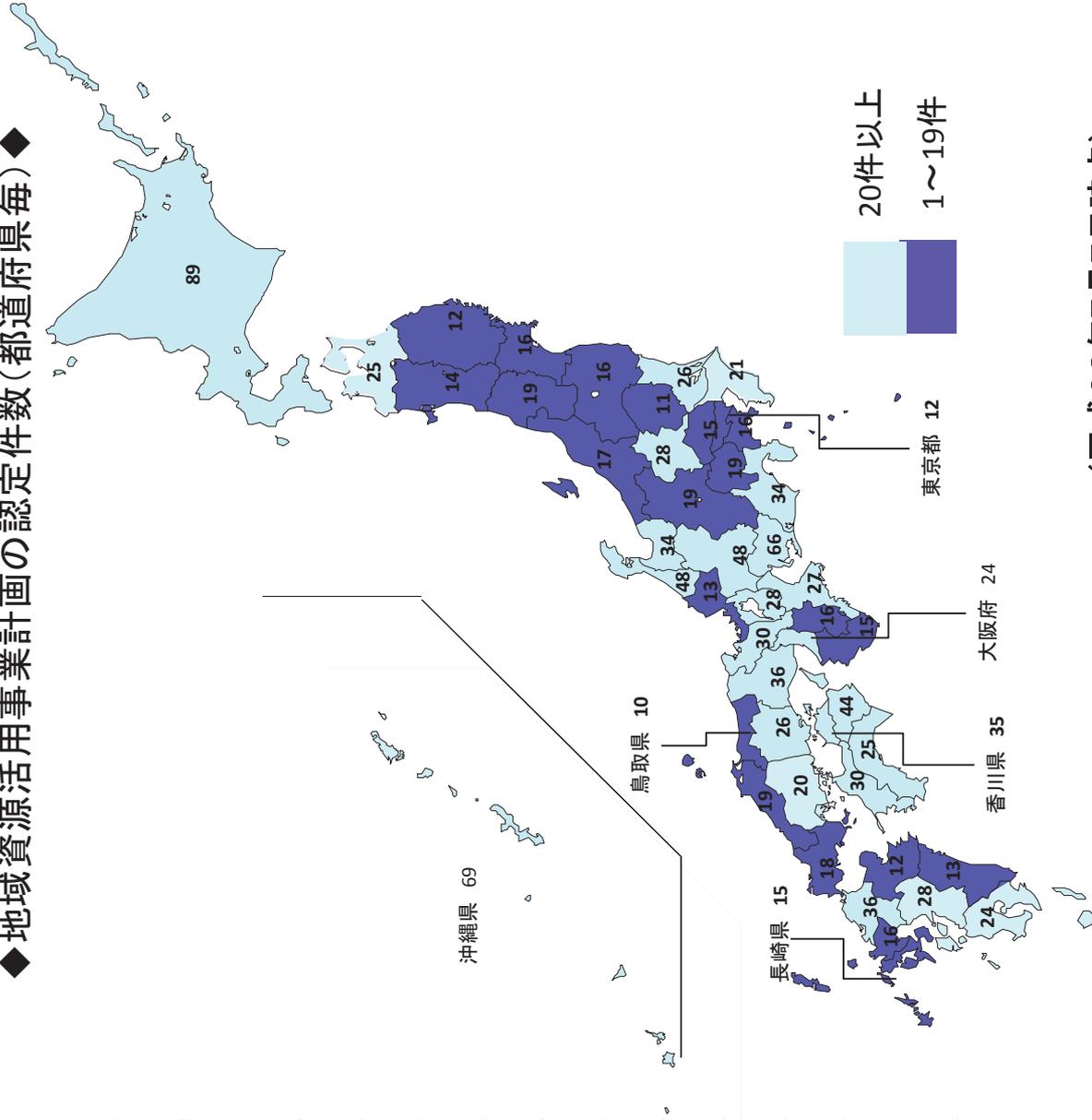
○地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域ごとの資源の賦存状況に知見を有する都道府県がこれを指定することとしている。

# ＜参考＞地域産業資源活用事業の認定件数

## ◆地域資源活用事業計画の認定件数(ブロック毎)◆

| 経産局 | 件数   |      |      |      |      |      | 計   |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|
|     | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |     | 25年度 | 26年度 |
| 北海道 | 26   | 29   | 18   | 4    | 6    | 5    | 1   | 0    | 89   |
| 東北  | 26   | 15   | 18   | 10   | 6    | 12   | 13  | 2    | 102  |
| 関東  | 51   | 43   | 37   | 19   | 21   | 18   | 26  | 3    | 218  |
| 中部  | 45   | 47   | 39   | 21   | 24   | 22   | 21  | 4    | 223  |
| 近畿  | 32   | 40   | 40   | 12   | 10   | 11   | 14  | 3    | 162  |
| 中国  | 34   | 22   | 16   | 2    | 2    | 7    | 8   | 2    | 93   |
| 四国  | 32   | 22   | 30   | 12   | 14   | 18   | 6   | 0    | 134  |
| 九州  | 37   | 32   | 27   | 6    | 5    | 13   | 18  | 6    | 144  |
| 沖縄  | 22   | 11   | 9    | 6    | 5    | 5    | 11  | 0    | 69   |
| 計   | 305  | 261  | 234  | 92   | 93   | 111  | 118 | 20   | 1234 |

## ◆地域資源活用事業計画の認定件数(都道府県毎)◆



(平成26年7月7日時点)

地方分権改革有識者会議  
提案募集検討専門部会御説明資料

平成26年9月3日  
消費者庁

# 消費者安全法に基づく財産分野に係る措置等の概要

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保

- 消費者庁による一元的な情報の集約・分析
- 集約・分析した情報に基づく適切な法執行の確保

## 財産被害事案の「消費者事故等」(2条5項3号)

○虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

### 【消費者事故等に該当する場合(消費者安全法施行令)】

- ①虚偽・誇大な広告・表示
- ②申込みの撤回・解除・解約を妨げる行為(不実告知・事実不告知、断定的判断の提供 等)
- ③消費者を欺き、威迫し、困惑させる行為
- ④不当な契約締結又はその勧誘(個別法によって取消事由とされている不当な勧誘行為、無効となるような不当な契約条項を含む契約 等)
- ⑤債務不履行
- ⑥違法景品類の提供 等

## 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

1. 消費者への注意喚起 (38条1項)  
消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表。
2. 他の大臣に対する措置要求 (39条1項)  
消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合、当該法律に基づく措置を実施するよう関係大臣に要求。

平成25年4月1日から  
左記に追加して施行

## 消費者の財産被害に係る隙間事案への行政措置の導入

※平成25年4月1日施行

### 1. 事業者に対する措置

(「隙間事案」の場合(被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合))

(例)実態のない権利の取引(架空の温泉利用権、鉱山採掘権等)

○措置の要件: 「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)

- ・取引の分野の「消費者事故等」のうち、
- ・消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって**事業者が示す内容・取引条件と実際のも**が著しく異なる取引などが行われることにより、
- ・**多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれ**のある事態

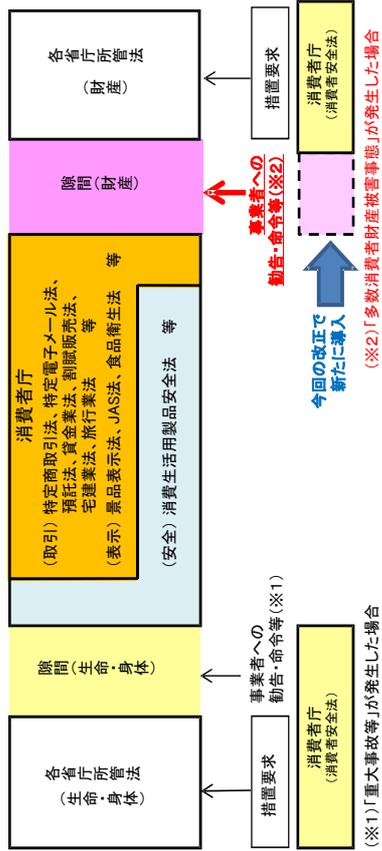
### ○措置の内容:事業者に対して、内閣総理大臣が措置

- ・被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を**勧告**
- ・勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を**命令**(命令違反に対しては罰則)

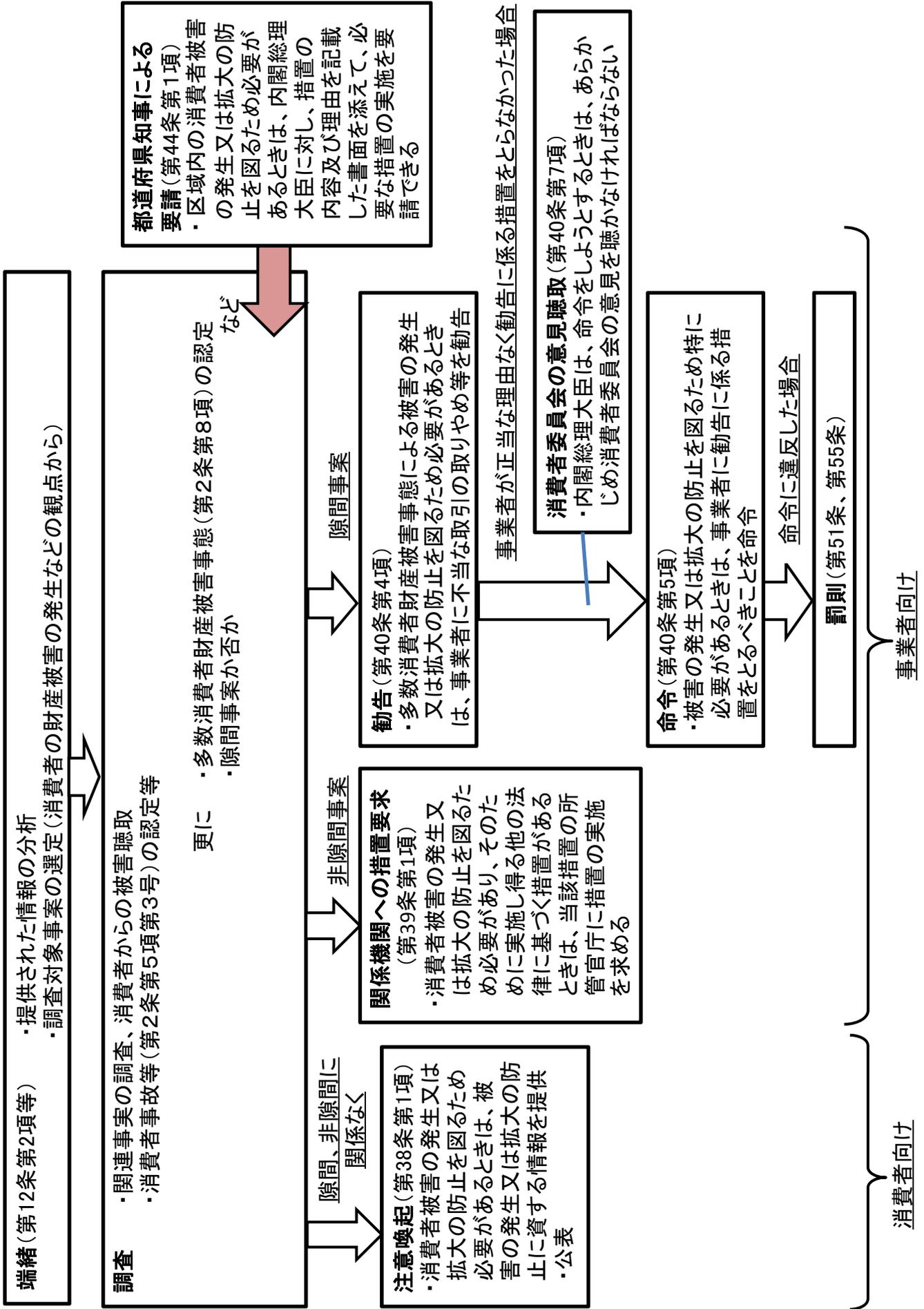
### 2. 関係機関等への情報提供

被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が**関係機関等へ提供**  
(例)犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる振り込み詐欺救済法に基づく口座の凍結のため、金融機関に対し情報提供

### 【「隙間事案」への勧告・命令のイメージ】



# 消費者庁における財産被害事案の事務フロー



**都道府県知事による要請 (第44条第1項)**

- 区域内の消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、措置の内容及び理由を記載した書面を添えて、必要な措置の実施を要請できる